チ 創十七〇十四 出十二〇十五
ワ 民九〇七 カ 民五〇廿一
ヨ 出十二〇四九 尼九〇十 タ 出四十〇三四 尼九〇十 二、十九 詩七八〇十四
レ 出十三〇廿一、四十〇三八
ソ 出四十〇三六 民十〇十一、廿三、三四 詩八十〇一
ツ 哥前十〇一
子 民一〇五三、三〇八
ナ 出四十〇三六、三七
ラ 出九〇十九
イ 民二〇十三 ロ 耶四〇五 耳二〇十五

ろの身潔くありまた征途にもあらずして逾越節を行ふことをせざる時はうの人民の中より斷れん斯る人はその期におよびてエホバの禮物を持きたらざるゞ故にうの罪を任べきなり　十四　他國の人もし汝らの中ゐ寄寓をりて逾越節をエホバにおこなはんとせゞ逾越節の條例に依りうの法式にゑたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の人にもうの條例は同一あるべし○　十五　幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり是すなわち律法の幕屋なり而して夕にいたれゞ幕屋の上に火のごとき者あらはれて朝ゐおよべり　十六　即ち常に是のごとくゐして晝は雲これを蔽ひ夜は火のごとき者ありき　十七　雲幕屋を離れて上る時ハイスラエルの子孫直ゐ途ゐ進みまた雲の止まる所ゐイスラエルの子孫營を張り　十八　即ちイスラエルの子孫はエホバの命ゐよりて途に進みまたエホバの命ゐよりて營を張り幕屋の上に雲の止まれる間ハ營を張をれり　十九　幕屋の上に雲の止ることを日久しき時はイスラエルの子孫エホバの職守をまもりて途に進まざりき　二十　また幕屋の上ゐ雲の止まる事日少き時も然り彼等は只エホバの命に依たがひて營を張りエホバの命に依たがひて途に進めり　二一　また雲夕より朝まで止り朝ゐおよびてうの雲昇る時は彼等途に進めり夜にもあれ晝にもあれ雲の昇る時は則ち途に進めり　二二　二日にもあれ一月にもあれまたハ其よりも多くの日にもあた幕屋の上に雲の止り居る間ハイスラエルの子孫營を張居て途に進まずうの昇るゐおよびて途に進めり　二三　即ち彼等ハエホバの命に依たがひて營を張りエホバの命に依たがひて途に進み且モーセによりて傳はりしエホバの命に依たがひてエホバの職守を守れり

第十章

一　エホバモーセに告て言たまへく　二　汝銀の喇叭二本を製れ即ち槌ゐて椎て之を製り之を用ゐて人を呼集めまた營を進ますべし　三　この二者を吹ときは全會衆集會の幕屋の門に集りて汝ゐ就べし　四　もし

ハ 出十八〇廿一　民二〇十六、廿三、三
ニ 民二〇三
ホ 民二〇十
ヘ 民十〇三
ト 耳二〇一
ナ 民廿一〇六、書六〇四代上五〇二四、代下三〇十二
リ 士二〇十八、ロ〇三、六〇九、十〇八、十二、耶上十〇十八、詩百六〇四
ヌ 民廿一〇六、書六〇五、代下三〇十四
ル 創八〇一、詩百六〇四
チ 民二九〇一、利廿三〇二四、代下五〇二四、代下五〇十七、〇十二、七、〇六、二九〇二六、歷三〇十、尼十二〇三五
ワ 民十〇九
カ 民九〇十七
ヨ 出十九〇一　民一〇一、九
タ 出四十〇三六　民二〇九、十六、二四　廿一　民十二〇十六、十七、二〇廿一、二六、十二〇四、二八、廿一〇一
レ 創廿二〇廿一、民十二〇十一、二〇廿一、二六、廿一〇五一
ソ 民十〇、十五、六、二〇三四
ツ 民二〇三九
子 民一〇七
ナ 民一〇五一
ラ 民四〇二四、廿一、二〇六、七、八
ム 民二〇十、十六
ウ 民四〇四、十五、二〇九
井 民十〇十七、一〇五一
ノ 民二〇十八、二四

只うの一を吹く時ハイスラエルの千人の長たるその牧田等集りて汝に就べし　五　汝等これを吹鳴す時ハ東の方ゐ營を張る者途に進むべし　六　また二次これを吹あらす時ハ南の方ゐ營を張る者途に進まんとする時ハ音長く喇叭を吹ならすべし　七　また會衆を集むる時にも喇叭をふくべし但し音長くみれを吹ならすべのらず　八　アロンの子等の祭司たる者どもうの喇叭を吹べし是すなはち汝らが代々ながく守るべき例たるなり　九　また汝らの國ゐふいて汝等うの己を攻るところの敵と戰むんとて出る時ハ喇叭を吹ならすべし然せゞ汝等の神ニホバ汝らを記憶て汝らをうの敵の手より救ひたまへん　十　また汝らの喜樂の日汝らの節期および月々の朔日ゐハ燔祭の上と酬恩祭の犧牲の上に喇叭を吹ならすべし然せゞ汝らの神これに由て汝らを記憶たまへん我は汝らの神ニホバ也○　十一　斯て第二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りけれゞ　十二　イスラエルの子孫シナイの曠野より出て途に進みたりしゞパランの曠野にいたりて雲止れり　十三　斯かれらハエホバのモーセによりて命じたまへるところに遵ひて途に進むことを始めたり　十四　首先にはユダの子孫の營の纛の下につく者ゐうの軍旅に依たがひて進めりユダの軍旅の長はアミナダブの子ナション　十五　イッサカルの子孫の支派の軍旅の長はツアルの子チタニエル　十六　ゼブルンの子孫の支派の軍旅の長ハヘロンの子ニリアブありき　十七　乃ち幕屋を取くづしゲルションの子孫およびメラリの子孫幕屋を擔ひて進めり○　十八　次ゐルベンの營の纛の下につく者ゐの軍旅に依たがひて進めりルベンの軍旅の長はシデウルの子ニリツル　十九　シメオンの子孫の支派の軍旅の長はツリシヤダイの子シルミエル　二十　ガドの子孫の支派の軍旅の長はデウエルの子エリアサフなりき　二一　コハテ人聖所を擔ひて進めり是ゞ至るまでに彼うの幕屋を建をむろ○　二二　次ゐニフライムの子孫の營の纛の下ゐつく者ゐの軍旅ゐ依たがひて進めりニフ

ライムの軍旅の長はアミホデの子ニリシヤマ　マナセの子孫の支派の軍旅の長はパダツルの子ガマリニ
ル　ベニヤミンの子孫の支派の軍旅の長はギデオニの子アビダンなりき○　次にダンの子孫の營の纛の
下ふつく者ろの軍旅ゐたがひて進めりこの軍旅は諸營の後驅なりきダンの軍旅の長はアミシヤダイの
子アヒエゼル　アセルの子孫の支派の軍旅の長はオクランの子パギニル　ナフタリの子孫の支派の軍旅
の長はエナンの子アヒラなりき　イスラエルの子孫たその途に進む時ゐ是のごとくろの軍旅ゐたがひ
て進みたり○　茲ゐモーセその外舅なるミデアニ人リウエルの子ホバブゐ言けるゐ我儕ハエホバが嘗て
我これを汝等ゐ與へんと言たまひし處ゐ進み行なり汝も我儕とゝもに來れ我儕汝を去て幸福ゐら去めん
其はエホバイスラエルゐ福祉を降さんと言たまひたれバなり　彼モーセゐ言ふ我は往じ我ハわが國に還
りわが親族ゐ至らん　モーセまた言けるゐ請ふ我儕を棄去なかれ汝ハ我儕ゞ曠野に營を張るを知バ願く
ハ我儕の目となれ　汝もし我儕とゝもに往バエホバの我儕に降したまふところの福祉を我儕また汝にも
ゐよぼさん○　斯て彼等エホバの山をたち出て三日路ほど進み行りエホバの契約の櫃ろの三日路の間か
れらに先だち行て彼等の休息所を尋ね覓めたり　彼等營を出て途に進むゐ當りて書はエホバの雲かれら
の上にありき　契約の櫃の進まんとする時にハモーセ言りエホバよ起あがりたまへ然バ汝の敵ゑ打散さ
れ汝を惡む者等ゑ汝の前より逃さらんと　またろの止まる時ハ言りエホバよ千萬のイスラエル人ゐ歸り
たまへ

第十一章

一　茲ゐ民災難に罹れる者のごとくにエホバの耳に昏きぬエホバろの怨言を聞て震怒を發し
たまひけれたエホバの火ゐれらに向ひて燃いでろの營の極端を燒り　二　是ゐ於て民モーセに呼はり去ゲモ

イ 申九〇廿二
ロ 詩七八〇廿一
ハ 利十〇二、民十六〇三五、五下一〇十二、詩百六〇十八
ニ 羅五〇十六
ホ 申九〇廿二
ヘ 詩七八〇十八、百六〇十四、詩前十〇六
ト 詩前十〇六
チ 出十六〇三
リ 民廿一〇五
ヌ 出十六〇十四、卅一
ル 創二〇十二
ヲ 出十六〇卅一
ワ 出十六〇十三、十四
カ 詩七八〇廿一
ヨ 申一〇十二
タ 雙四九〇廿三　撒前二〇七
レ 羅四十〇十一
ソ 創二六〇三、五十〇二四
ツ 出十三〇廿五　出十五〇廿三　可八〇四
ネ 民十九〇四　雙四〇三
ナ 民二十九〇四
ラ 羅三〇十五
ム 申十六〇十八
ウ 出二四〇一九
ヰ 民十一〇二五　創十一〇五、十八〇廿一　出十九〇廿
ノ 伯十〇六、民下二〇十五　民九〇廿　雙四四〇三　耳二〇二八

ーセエホバゐ祈けれたろの火鎭りぬ　三　エホバの火ゐれらに向ひて燃出たるに因てろの處の名をタベラ
（燃）と稱ぶ○　茲ゐ彼等の中なる衆多の寄集人等慾心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰の
我らゐ肉を與へて食ゑめんか　憶ひ出るに我儕エジプトにありし時は魚、黃瓜、水瓜、韮、葱、靑蒜等を心
のまゝに食へり　然るに今は我儕の精神枯衰ふ我らの目の前にハこのマナの外何も有ざるなりと　七　マナ
は莞荽の實のごとくにしてろの色はブドラクの色のごとし　八　民行巡りてこれを歛め石磨にひき或ハ臼ゐ
搗てこれを釜の中に煑て餅となせりろの味は油菓子の味のごとし　九　夜にいりて露營に降る時にマナろの
上に降れり　十　モーセ聞に民の家々の者おのくろの天幕の門口に哭く是においてエホバ烈しく怒を發し
たまふこの事またモーセの目ゐも惡く見ゆ　十一　モーセすなわちエホバに言けるは汝なんぞ僕を惡くゐたま
ふ乎いかゐれば我汝の前に恩を獲ずして汝かく此すべての民をわゞ任とおして我に負せたまふや　十二　この
總体の民ハ我ゞ妊みし者ゐらんや我ゞ生し者ゐらんや然るに汝ゐんぞ我に慈父ゞ乳哺子を抱くごとく
ゐ彼らを懷に抱きて汝ゞ昔日かれらの先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや　十三　我何處より肉を得
てこの總体の民に與へんや彼等ハ我にむかひて哭き我儕に肉を與へて食しめよと言ゐり　十四　我ハ一人にて
いこの總躰の民をわゞ任として負ことあたはず是ハ我にハ重きに過れバなり　十五　我もし汝の前に恩を獲ゞ
請ふ斯我を爲よりハ寧ろ直ゐ我を殺したまへ我を去てわゞ困苦を見せ去めたまふ勿れ　十六　是においてエ
ホバモーセゐ言たまはくイスラエルの老人の中民の長老たり有司たるを汝が知るところの者七十人を我
前に集め集會の幕屋に攜きたりて其處に汝とゝもゐ立去めよ　十七　我降りて其處ゐて汝と言む又われ汝の
上ゐあるところの靈を彼等にも分ち與へん彼等汝とゝもに民の任を負ひ汝を去て只一人にて之を負ふこ

オ 出十九〇十
グ 出十六〇七
ヤ 民十一〇五　徒二〇三九
マ 詩七八〇二九、百六〇十五
ケ 民廿一〇五
フ 創十二〇三　出十二〇三　七、三八〇二六、民一〇四　六
コ 王下七〇二　太十五〇世三　可八〇四　約六〇七、九
エ 箴五十〇二、五九〇一
テ 民廿三〇十九　約十二〇二　五、二四〇十四
ア 民十一〇十六
サ 民十一〇十七、十二〇五
キ 王下二〇十五　詩十〇五、六、十、十九〇　廿七、十、廿三、耳二〇二八　徒二〇十七、十八　羅前十四〇二
メ 詩十廿〇二六　耶三六〇五
ミ 可九〇三八　路九〇四九　約三〇二六
シ 羅前十四〇五

と無ら去むべし　十八汝また民ゐ告て言へ汝等身を潔めて明日を待て必ず肉を食ふことを得ん汝等ニホバの耳ゐ哭て誰か我儕ゐ肉を與へて食去めん我らニジプトにありし時は却て善りしと言たれをニホバおんぢらゐ肉を與へて食去めたまふべし　十九汝等がこれを食ふい一日や二日や五日や十日や二十日ゐいあらずして　二十一月ゐおよび遂に汝らの鼻より出るゐいたらん汝等これに饜はつべし是おんぢら已等の中にいますニホバを輕んじてろの前に哭き我儕何とてエジプトより出しやと言たれバなり　二一モーセ言々るは我々偕にをる民い步卒のみにても六十萬あり然るに汝い我かれらに肉を與へて一月の間食去めんと言たまふ　二二羊と羊の群を宰るとも彼等を飽しむることを得んや海の魚をことゞく集むるとも彼等を飽去むることを得んや　二三ニホバモーセに言たまたくニホバの手短ゐらんや吾言の成と然らざるとい汝今これを見るゐらん　二四是に於てモーセ出さたりてニホバの言を民ゐ告げ民の長老七十人を集めて幕屋の四圍に立去めけるに　二五ニホバ雲の中ゐありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をもてろの長老七十人ゐも分ち與へたまひしがろの靈かれらの上にやどりしかゞ彼等豫言せり但し此後いかさねて爲ざりき　二六時ゐ彼等の中なる二人の者營に止まり居るろの一人の名いニルダデといひ一人の名ゐメダデと曰ふ靈またかれらの上にもやどれり彼らい其名を錄されたる者なりしゑ幕屋に往ざりければ營の中にて豫言をなせり　二七時ゐ一人の少者奔りきたりモーセゐ告てニルダデとメダデ營の中にて豫言すと言ければ　二八ろの少時よりしてモーセの從者たりしヌンの子ヨシユアこたへて曰けるい吾主モーセこれを禁めたまへ　二九モーセこれゐ言けるい汝わがためゐ嫉妬を起すやニホバの民の皆預言者とならんことまたニホバのろの靈を之に降したまはんことところ願しけれ　三十斯てモーセイスラエルの長老等と〻もに營に返れり　三一茲にニホバの許より風おこり出て海の方より鶉を吹きたりこれをして營の周圍に墮去めたりろの墮ひろがれること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キユビトなりき　三二民すゐむち起あがりてろの日終日ろの夜終夜またろの次の日終日鶉を拾ひ歛めけるが拾ひ歛むることの至て寡き者も十ホメルほど拾ひ歛めたり皆これを營の周圍に陳べおけり　三三肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさざるにニホバ民にむかひて怒を發しこれを擊ておほいに滅ぼしたまへり　三四是をもてろの處の名をキブロテハッタワ(慾心の墓)とよべり其は慾心をおこせる人々を其處に埋たればなり　三五斯て民キブロテハッタワよりハゼロテに進みゆきてハゼロテに居ぬ

第十二章

一モーセいエテオピアの女を娶りたりしがろのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロンモーセを謗れり　二彼等すないち言けるいエホバたゞモーセによりてのみ語りたまへるや我儕によりても語り給ふゐあらずやとエホバこれを聞たまへり(三モーセはろの人と爲溫柔なること世の中の諸の人ゐ勝れり)　四是に於てエホバ遽にモーセアロン及びミリアムゐ言たまへ汝等三人集會の幕屋ゐ出きたれと三人すなわち出きたりければ　五エホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがかれら二人進みたれば　六之に言たまへく汝等わが言を聽け汝らの中ゐもし預言者あらバ我エホバ異象において我をこれに知去めまた夢において之と語らん　七わが僕モーセに於ていい然らず彼いわが家に忠義なる者なり　八彼とい我口をもて相語り明かに言ひて隱語を用ゐず彼ゐまたエホバの形を見るなり然るを汝等なんぞわが僕モーセを謗ることを畏れざるやと　九エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり　十雲すなわち幕屋をゐなれて去ぬろの時ミリアムに癩病生じてろの身雪のごとく爲りア

ア 出十六〇十三　詩七八〇二六、二七、二八、百五〇四十
イ 出二〇廿一
ロ 出十五〇廿　來六〇四
ハ 創二九〇世三十　王下十九〇四　箴三五〇十二、十三
ニ 詩七六〇九
ホ 民十一〇二五、十六〇十九　創十五〇一、四六〇二　但路一〇一　結一〇一　出三〇十五　八〇二、十〇八、十六、十七　路一〇十一、十二　結十〇十一、十七、廿二〇十七、十八
ヘ 創廿一〇十、十一　王上三〇五、太一〇廿
ト 詩百五〇二六
チ 民十二〇三、五
リ 來三〇二、五
ヌ 羅前三〇十五　出廿三〇十一　申三四〇十
ル 羅前十三〇十二　出廿三〇十二　出廿三〇十九　申二四〇九　箴二〇十　羅後二〇十　羅八
カ 民十二〇十
ヨ 王下五〇二七、十五〇五　代下二六〇十九、廿
タ 王下五〇二七、十五〇五　代下二六〇十九、廿

ロンミリアムを見かへるに既に癩病生じをる　十一アロン是において　モーセに言けるい嗟わが主よ我儕愚な
る事をなして罪を犯したれど願くい其罪を我儕に蒙らゑむる勿れ　十二彼をして母の胎より肉半分腐れて死
て生れいづる者のごとくならゑむる勿れ　十三モーセすなわちヱホバお呼たりて言ふ嗚呼神よ願くい彼を醫
したまへ　十四ヱホバモーセお言たまひけるい彼の父ろの面に唾する事ありてすら彼い七日の間羞をるべき
に非ずや然む七日の間かれを營の外に禁鎖おきて然る後お歸り入ゑむべしと　十五ミリアムいすなわち七日
の間營の外に禁鎖られぬ民いミリアムの歸り入るまで途に進まざりき　十六ろの後民ハゼロテより進みてパ
ランの曠野に營を張り

第十三章

一茲にヱホバモーセに告て言たまはく　二汝人を遣して我ごイスラエルの子孫に與ふるカナン
の地を窺ゑ考よ卽ち支派おとに一人を取て之を遣すべし其人々い皆かれらの中の牧伯たる者なるべし
三モーセすなわちヱホバの命お考たごひてパランの曠野よりこれを遣えせりろの人等い皆イスラエルの
子孫の領袖たる者なり　四ろの名い是のごとしルベンの支派にていザックルの子シャンマ　五シメオンの支
派にていホリの子シヤパテ　六ユダの支派にていエフンネの子カルブ　七イッサカルの支派にていヨセフの
子イガル　八エフライムれ支派にていヌンの子ホセア　九ベニヤミンの支派にていラフの子パルテ　十ゼブルン
の支派にていソデの子ガデエル　十一ヨセフの支派すなわちマナセの支派にていスシの子ガデ　十二ダンの支派
にていゲマリの子アンミエル　十三アセルの支派にていミカエルの子セトル　十四ナフタリの支派にていワフシ
の子ナヘビ　十五ガドの支派にていマキの子ギウエル　十六是すなわちモーセおろの地を窺えしめんとて遣した
る人々の名なり時おモーセヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり　十七モーセかれらを遣えしてカナンの地

ロ民十二〇十六、卅二〇八　申一〇十九、九〇廿三
ハ民卅四〇十九、代上四〇十
ニ民十三〇卅、十四〇六、卅常十四〇六、七、十三、十四　十一〇十二
ホ民十三〇十六
ヘ民十三〇八、四十七〇九、十四〇六、卅
ト民十三〇十一　創十四〇十九　十一〇九、十
チ民十三〇十六、卅二〇八、申一〇十九
リ民九〇五、三五、結三四　申一〇六、七、廿三
ヌ民十四〇
ル民三四〇三、常十五〇一　常十九〇二八
ナ民十三〇卅三
カ常十一〇廿一、廿二、十五　〇十三、十四　十一〇十
ヨ常廿一〇十一　詩七八〇十二、常十九〇十一、〇四
レ申一〇二四、二五　十六〇四
ノ民卅二〇九
ツ出三〇三
ネ民廿三〇一、十六、卅二〇八、常十四〇六
ナ出三〇八、卅三〇三
ラ申一〇三五
ム申一〇三八、九〇一、二
ウ民十三〇卅三
ヰ出十二〇八、十四〇四三　十六〇三　毋上十四〇四
ノ民十四〇六、二四　常十四〇七
オ民卅二〇九　申一〇三八
邪十四〇八
ク民十四〇三六、三七

を窺えしめんとして之お言けるは汝等その南の方に赴きて山に登り　十八ろの地の若何と其處に住む民の強
か弱か多か寡かを觀　十九またろの住ところの地い善か惡の其住ところの邑々い如何なるの者なるか彼等い
天幕に住をるか城の邑に住をるろを觀　二十またろの地い腴おるろ瘠たるろ其中ふ樹あるや否を觀よ汝等勇
しかれろの地の菓物を携へきたれよとこの時は葡萄の熟し始むる時なりき　二一是において彼等上りゆきて
ろの地を窺ひゼンの曠野よりレホブにおよべり是いハマテに近し　二二彼等すなわち南の方に上りゆきてヘ
ブロンにいたれり此にいアナクの子アヒマンセシヤイおよびタルマイあり（ヘブロンいエジプトのゾア
ンよりも七年前に建たる者なり）　二三彼らつひにエシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄のなれる枝を
砍とりてこれを杠に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り　二四イスラエルの子孫其處より葡
萄一球を砍とりしが故にろの處をエシコル（一球の葡萄）の谷と稱ふ　二五彼ら四十日を經ろの地を窺ふこと
を竟て歸り　二六パランの曠野おるカデシに至りてモーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆に就き
かれらと全會衆にろの復命を申しその地の菓物をこれお見せり　二七彼等すなわちモーセお語りて言ふ我儕
い汝が遣しゝ地にいたれり誠に其處い乳と蜜とながる是ろの果物なり　二八然おがらろの地に住む民い猛く
ろの邑々い堅固にして甚だ大おり我儕またアナクの子孫の其處にをるを見たり　二九またアマレキ人ろの南
の地に住みヘテ人ユブス人およびアモリ人ろの山々に住みカナン人ろの海邊とヨルダンの邊に住をると
三十時おカルブモーセの前に民を靜めて言けるい我儕直お上りゆきて之を攻取ん我儕い必ずこれに勝こと
を得ん　三一然ど彼とゝもに往たる人々い言ふ我儕いかの民の所お攻上ることを得ず彼らい我らよりも強け
れバなりと　三二彼等すなわちろの窺ひたりし地の事をイスラエルの子孫の中に惡く言ふらして云く我儕が

ヤ　歴二〇九
マ　申一〇三八、二〇十九〇二
ケ　襲四十〇廿二
フ　得十七〇四二
イ　民十一〇四
ロ　出十六〇二、十七〇三　民十六〇四一　詩百六〇二五
ハ　民十四〇二八、二九
ニ　尼九〇十七
ホ　申十七〇十六　徒七〇三九
ト　民十四〇二四、廿二、三八、十三〇六八
チ　民十三〇二七　申一〇二五
リ　申十〇十五　得十五〇二　五、二六、廿二〇廿　王十〇九　詩廿二〇八、百四七〇十、十一　襲六二〇四
ヌ　民十三〇二七
ル　申九〇七、廿三、廿四
チ　民十四〇八、廿七〇三
カ　詩百廿一〇五　襲廿〇二、三、耶四八〇四五　襲廿三〇十
ヨ　創四八〇廿一　出廿三〇十　六、申廿〇一、二、四、廿一　〇廿二、代下十三〇十二、十五〇二、廿〇十七、廿二　〇八、詩四六〇七、十一　襲四一〇十　亞八〇廿三
タ　出十七〇四
レ　出十六〇十、二四〇十六、十七、民十二〇三四　利九〇　廿三、民十六〇十九、四二、廿〇六
ソ　民十四〇廿三　詩九五〇十四　申九〇七、八、廿二　詩九五〇八　逐三
ツ　申一〇廿二、九〇廿三　詩七八〇廿二、廿二、四二、百六〇二四　約十二〇三七　來三〇十八
子　出廿二〇十二　申九〇二　詩百六二七、二八、廿二〇二七　約廿一、九
ナ　出廿二〇十二　詩百六〇廿三　約廿一、九

行巡りて窺ひたる地い其中わ住む者を呑ほろぼす地なり且やたろの中わ我儕が見し民いみな身幹たかき人なりし　三三　我儕またアナクの子孫ヒリムを彼處わ見たり是ヒリムより出たる者おり我儕い自ら見るに蝗のごとくまた彼らにも然見えされたり

第十四章

一　是において會衆みな聲をあげて叫び民ろの夜哭あかせり　二　すなわちイスラエルの子孫みなモーセとアロンわ對ひて呟きて會衆かれらわ言けるい嗚呼我儕いエジプトの國わ死たらば善りしものを又いこの曠野わ死ば善らんものを　三　何とてエホバ我儕をこの地に導きいりて劍に斃れしめんとし我らの妻子をして掠められしめんとするやエジプトに歸ること反て好らずやと　四　互わ相語り我儕一人の長を立てエジプトわ歸らんと云り　五　是をもてモーセとアロンいイスラエルの子孫の全會衆の前において俯伏たり　六　時にかの地を窺ひたりし者の中なるヌンの子ヨシュアとエフンヲの子カルブろの衣服を裂き　七　イスラエルの子孫の全會衆に語りて言へ我儕ご行巡りて窺ひたりし地い甚だ善き地なり　八　エホバもし我儕を悅びたまむ我らをろの地に導きいりて之を我儕に賜むん是い乳と蜜との流るゝ地おるゞかし　九　唯エホバに逆ふ勿れまたろの地の民を懼るゝ勿れ彼等い我儕の食物とならん彼等の影となる者い既に去りかつエホバわをらと共にいますなり彼等を懼るゝ勿れ　十　然るに會衆みな石をもて之を擊んとせり時にエホバの榮光集會の幕屋の中よりイスラエルの全體の子孫わ顯れたり　十一　エホバすなわちモーセに言たまいく此民い何時まで我を藐視るや我諸〳〵の休徵をかれらの中間に行ひたるわ彼等何時まで我を賴むことを爲ざるや　十二　我疫病をもてかれらを擊ち滅し汝をして彼等よりも大なる強き民となら志めん　十三　モーセエホバに言けるい汝ごろの權能をもてこの民をエジプトより導き出したまひし事いエジプト人唯

ラ　出十五〇十四　書二〇九、十五〇一
ム　出十三〇廿一、四十〇三八　民十〇廿四　尼九〇十一　詩七八〇十四　百五〇三九
ウ　申九〇二八　書七〇九
非　出二四〇六、七　詩百三〇八、百四五〇八　象四〇二
オ　出廿〇五、三四〇七
ク　詩百六〇四五
ヤ　詩七八〇三八
マ　出三四〇九　約壹五〇十四、十五、十六
ケ　詩百六〇廿三　雅六〇十六
フ　申一〇三五　詩九五〇十　一、百六〇二六　逐三〇十
イ　民廿二〇十一　雅七〇十、十八
ロ　民廿二〇十一　雅七〇十四
ハ　民十四〇廿三、二六〇六　民廿二〇十一　申一〇三
ニ　民十四〇二
ホ　民十四〇三八、二六〇六五　民廿二〇十二　申一〇三　六、三八
ト　民十四〇廿二、十六〇六四
チ　民十四〇廿一　出十六〇二　太十七〇十七
リ　民十四〇廿三、二六〇六　出十六〇十二　民十四〇廿三　五、民廿二〇十一　逐三〇十七
ヌ　民十四〇二
ル　民十四〇五、二六〇六四
ヲ　民十四〇十二　民廿二〇十二　申一〇三　六、三八
ア　民廿二〇十二
サ　申一〇四十
キ　民十四〇十一　出十六〇二　八、太十七〇十七
ユ　出十六〇十二、二六〇六
メ　民十四〇廿三、二六〇六　五、民廿二〇十一　申一〇三　五　逐三〇十七
ミ　民十四〇二
シ　民一〇四五、二六〇六四
エ　民十四〇三八、二六〇六五　民廿二〇十二　申一〇三　六、三八

これを聞し而已おらず　四十　また之をこの地に住る民わ告たりまた彼等い汝エホバごのこの民の中に在し汝エホバご明かにこれに顯れたまふことを聞きまたろの上に汝の雲をりて汝ご晝い雲の柱の中にあり夜い火の柱の中にありて之が前に行たまふを聞り　十五　然ば汝もしこの民を一人のごとくに殺したまむ汝の名聲を聞る國人等言ん　十六　エホバこの民を導きてろの之に誓ひたりし地に至ること能むざるご故に之を曠野わ殺せりと　十七　吾主ねゞむくい今汝の權能を大ならしめて汝の言たまへる如したまへ　十八　汝曾言たまひけらく　エホバい怒ること遲く恩惠深く惡と過とを赦す者また罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報いて三四代に及ぼす者と　十九　願くい汝の大なる恩惠をもち汝ごのエジプトより今にいたるまでこの民を赦し〳〵如くにこの民の惡を赦したまへ　二十　エホバ言たまむく我汝の言に志たがひて之を赦す　二一　然ながら我の活るごとくまたエホバの榮光の全世界に充わたらん如く　二二　かのわが榮光および我がエジプトと曠野において行ひし休徵を見なごら斯十度も我を試みて我聲に聽志たがむざる人々い　二三　皆かならず我がろの先祖等に誓ひし地を見ざるべしまた我を藐視る人々も之を見ざるべし　二四　但しわが僕カルブいろの心異にして我わ全く從ひたれば彼の往たりし地に我かれを導きいらんろの子孫これを有つわ至るべし　二五　アマレキ人とカナン人谷わをれば明日汝等身を轉して紅海の路より曠野に退くべし○　二六　エホバモーセとアロンわ告て言たまむく　二七　我この我にむかひて呟くところの惡き會衆を何時まで赦しおかんや我イスラエルの子孫ご我にむかひて呟くところの怨言を聞り　二八　彼等に言へエホバ曰ふ我い活く汝等が我耳に言しごとく我　二九　汝等になすべし　汝らの屍いこれ曠野に横たらん即ち汝ら核數られたる二十歳以上の者の中我わ對ひて呟ける者い皆ことゞく此に斃るべし　三十　エフンヲの子カルブとヌンの子ヨシュアを除くの外汝等い我が

ヒ 創十四〇廿二
モ 申一〇三九
セ 詩百六〇二四
ス 箴前十〇五　來三〇十七
イ 申二〇十四
ロ 民廿二〇十三　詩百七〇四
ハ 結廿三〇三五
ニ 民十三〇三五　結四〇六
ホ 詩九五〇十　結七七〇
ヘ 王上八〇五六　詩七七〇
ト 民廿三〇十九　八百九〇四二　來四〇一
チ 民十四〇二七、二九、二六
〇六五　箴前十〇五
リ 民十三〇廿一　申二
ヌ 箴前十〇十　來三〇十七
鶴五
ル 民二六〇六五　書十四〇
六十九
ヲ 出廿三〇四
ワ 申一〇四一
カ 民十四　二五　代下二四〇
ヨ 申一〇四二
タ 代下十五〇二
レ 申一〇四三
ソ 民十四〇四三　申一〇四四
ツ 民廿一〇三　士二〇十七
イ 民十五〇十八　利廿三〇十
申七〇一
ロ 利一〇二、三
ハ 利七〇十六、廿三〇十八、
廿一二七〇二

汝らを住しめんと手をあげて誓ひたりし地ゐ至ることを得ず　三二 汝等が掠められんと言たりし汝等の子女等を我導きて入ん彼等い汝らが顧みざるところの地を知ゐ至るべし　三三 汝らの屍いかならずこの曠野に横たらん　三四 汝らの子女等い汝らが屍となりて曠野ゐ朽るまで四十年の間曠野に流蕩て汝らの悖逆の罪にゐたらん　三五 汝らいかの地を窺ふに日數四十日を經たれば其一日を一年として汝等四十年の間ろの罪を任ひ我が汝らを離たるを知べし　三六 我ヱホバこれを言り必ずこれをかの集りて我ゐ敵する惡き會衆に盡く行なふべし彼らいこの曠野に朽ち此に死うせん　三七 モーセに遣されてかの地を窺ひに往き還り來りてろの地を謗り全會衆をしてモーセゐ對ひて眩かしめたる人々　即ちその地を惡く言ゐしたるかの人々い罰をうけてヱホバの前に死り　三八 但しろの地を窺ひゐ往きたる人々の中ヌンの子ヨシユアとエフンヲの子カルブとい生のこれり　三九 モーセこれらの事をイスラエルの子孫ゐ告ければ民痛く哀み　四十 朝蚤く起いでゝ山の巔ゐ登りて言ふ視よ我儕此ゐあり率ヱホバの約束ゑたまひし地ゐ上りゆかん我儕罪を犯したれば なり　四一 モーセ言けるい汝等ゐんぞ斯ヱホバの命ゐ背くやこの事成就せざるべし　四二 汝ら上り行く勿れヱホバ汝らの中ゐいまさずれば恐くい汝らろの敵の前ゐ擊破られん　四三 アマレキ人とカナン人其處ゐ汝らの前ゐあれば汝等い劍ゐ斃るゝならん汝らヱホバゐ遵むざりし故にヱホバ汝等と偕に在さざるべしと　四四 然るゐ彼等自擅ゐ山の巔ゐ登れり但しヱホバの契約の櫃およびモーセい營を出ざりき　四五 斯りしかむろの山ゐ住るアマレキ人とカナン人下り來てこれを打敗りホルマまで追いたれり

第十五章

一 汝ゐヱホバモーセゐ告て言たまむく　二 イスラエルの子孫ゐ告て之ゐ言へ我が汝等ゐ與へて住しむる地ゐ汝等到り　三 ヱホバゐ火祭を獻る時すなわち願を還す時期又い自意の禮物を爲の時期またい

ニ 利廿三〇八、十二、三六、民二八〇十九、二七、二九〇
二八、十三　申十六〇十八
ホ 創八〇廿一　出二九〇十八
ヘ 利二〇一、六〇十四
ト 利十四〇十　民二八〇五
チ 出二九〇四十　利廿三〇十
三
リ 民二八〇七、十四
ヌ 民二八〇十二、十四
ル 利七〇十一
ヲ 民二八〇十二、十四
カ 民十五〇二九　出十二〇四
九　民九〇十四
ヨ 民十五〇二　申二六〇一
タ 書五〇十一、十二
レ 申二六〇二、十　箴三〇九、
十一　利二〇十四、廿三〇十、十
ソ 六

汝らの節期にあたりて牛ゐひい羊をもて燔祭または犧牲を獻げてヱホバに馨しき香を奉つる時い　四 うの禮物をヱホバに獻ろ者もし羔羊をもて燔祭あるひい犧牲となすならむ麥粉十分の一に油一ヒンの四分の一を混和たるをろの素祭として供へ酒一ヒンの四分の一を混和たるをろの素祭として供ふべし　五 若また牡羊を之に用うるならば麥粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをろの素祭として供へ　六 また酒一ヒンの三分の一をろの灌祭として獻げヱホバに馨しき香をたてまつるべし　七 汝また願還あるひい酬恩祭をヱホバになすに當りて牡牛をもて燔祭あるひい犧牲となすならば　八 麥粉十分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてろの牡牛とゝもに獻げ　九 また酒一ヒンの半をろの灌祭として獻ぐべし是すなわち火祭にしてヱホバに馨しき香をたてまつる者なり　十 牡牛あるひい牡羊あるひい羔羊あるひい羔山羊い一匹ごとに斯爲べきなり　十一 即ち汝らが獻るところの獸にてらしろの數にしたがひて一匹ごとに斯なすべし　十二 本國に生れたる者火祭を獻げてヱホバゐ馨しき香をたてまつる時ゐい凡て斯のごとく是等の事を行ふべし　十三 また汝らの中に寄寓る他國の人ゐあるひい汝らの中ゐ代々住ふところの人火祭をさゝげてヱホバゐ馨しき香をたてまつらんとする時い汝らの爲のごとくにろの人もおすべきなり　十四 汝ら會衆および汝らの中に寄寓る他國の人い同一の例にゑたがふべし是い汝らが代々永く守るべき例なり他國の人のヱホバの前に侍ることい汝等と異るところ無るべきなり　十五 汝らと汝らの中に寄寓る他國の人とい同一の法同一の禮式にゑたがふべし○　十六 ヱホバまたモーセゐ告て言たまむく　十七 イスラエルの子孫に告てこれに言へ我が汝等を導き往くところの地に汝等いたらん時い　十八 ろの地の食物を食ふゐわたりて汝ら擧祭をヱホバにさゝぐべし　十九 即ち汝らいろの麥粉の初をもてパンを作りてこれを擧祭ゐろおふべし是い禾場より擧祭をろおふるごとく　二十 汝らいろの麥粉の初をもてパンを作りてこれを擧祭ゐろおふべし是い禾場より擧祭をろおふるご